

ID: 1008

担当部署: 建設課

処分の概要	広告物等の除却等の命令		
例規名 根拠条項	鳥取県屋外広告物条例 第8条		
例規番号	昭和37年鳥取県条例第31号		
<p><b>【根拠条文】</b> (違反等に対する措置)</p> <p>第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、広告物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物等を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 汚染、変色等により美観風致を害し、又は害するおそれがあると認められるに至ったとき。</p> <p>(2) 朽廃、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日